

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	北五泉駅植栽地整備業務	平成 30 年 6 月 1 日から 平成 30 年 11 月 30 日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	平成 30 年 5 月 31 日	436,300 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
2	猿和田駅植栽地整備業務	平成 30 年 6 月 1 日から 平成 30 年 11 月 30 日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	平成 30 年 5 月 31 日	359,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
3	愛宕山下刈業務	平成 30 年 6 月 1 日から 平成 30 年 8 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	平成 30 年 5 月 31 日	540,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
4	工業団地内公園管理業務	平成 30 年 6 月 1 日から 平成 30 年 10 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	平成 30 年 5 月 31 日	368,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
5	別所工業団地用悪水路 除草業務	平成 30 年 6 月 1 日から 平成 30 年 10 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	平成 30 年 5 月 31 日	100,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。